

人事労務担当
向け

改正育児・介護休業法等説明会

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月から段階的に施行されます。

鳥取労働局では、改正の概要について理解を深め、就業規則の整備等の対応を進めていただくため、下記のとおり説明会を開催します。ぜひご参加ください。

第1部 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法について 【主な改正事項】 (鳥取労働局)

令和7年4月施行

- 子の看護休暇制度の対象となる子の範囲、取得事由等の拡大(★)
- 育児のための残業免除は小学校就学前までに拡大(★)
- 介護休暇の対象労働者の要件緩和(★)
- 介護離職防止のための雇用環境整備の実施
- 介護に直面した労働者に対する個別周知・意向確認等の実施等
- 育児休業取得状況の公表を従業員数301人以上企業に拡大

(★)は就業規則等の改正が必要です。



(改正内容の詳細)

令和7年10月施行

- 小学校就学前の子を養育する労働者を対象とする「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度化(★)
- 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認の実施
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

※このほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の状況把握・目標設定について改正があります。



第2部 育児休業の申出があった時にあわてないために(鳥取県)

・育児休業給付や社会保険等の実務について

	会場	定員	開催日	説明時間
倉吉会場	エースパック未来中心 セミナールーム1 所在地：倉吉市駄経寺町212-5	50名	令和6年 12月18日(水)	13:30 ～ 15:30
鳥取会場	とりぎん文化会館 第2会議室 所在地：鳥取市尚徳町101-5	100名	令和7年 1月17日(金)	13:30 ～ 15:30
米子会場	米子コンベンションセンター 第7会議室 所在地：米子市末広町294	100名	令和7年 1月21日(火)	13:30 ～ 15:30

◆申込みについて

①裏面の「説明会等受付サイトから申込み方法」の手順に沿ってお申込みください。
次のURLのサイトから検索いただくか、希望会場のQRコードからお進みください。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

申込期限:各説明会開催日の3開庁日前

②先着順につき定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

③インターネットからの申し込みができない場合は

鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)へご連絡ください。

※説明会は集合形式で行います。



倉吉会場



鳥取会場



米子会場

【問い合わせ先】鳥取労働局 雇用環境・均等室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話:0857-29-1709

共催:鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課

説明会等受付サイトからの申込み方法

(裏面)

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

説明会への参加申込みは、以下①～⑥の手順で受付サイトから行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

労働局 受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>



② トップ | 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト - 厚生労働省

② 受付サイトで開催地から探す

③ 参加対象の説明会を探す

④ 参加説明会の内容を確認する

⑤ 参加フォームに入力、送信する

⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

関連情報

★ 育児・介護休業法 令和6年5月改正 令和7年4月1日より順次施行
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



★ 次世代育成支援対策推進法
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

